

平成12年6月5日

政策形成に深く関わる会議の会議録作成を義務化 「会議録の作成に関する指針（試行）」を策定

豊島区は、このたび「会議録の作成に関する指針（試行）」を定め、6月1日から運用を始めた。区の政策形成に深く関わる会議について会議録の作成を義務づけ、これを情報公開の対象とするだけでなく、ホームページ等を使って可能な限り積極的に公開していこうとするもの。政策にかかわる審議の過程を明らかにして、区民の理解と批判の下に公正で民主的な区政を推進し、区民参加を進めることを目的としている。

区では、今年3月に「行政情報公開条例」を全面的に改正した。区の説明責任と区民の知る権利の保障を掲げる同条例の趣旨を実現するためにも、これまで区民から見て分かりにくいと言われてきた政策形成過程の透明性を一層高めることが不可欠と判断した。同指針では、13年3月31日までを試行期間としており、試行終了後、運用状況を踏まえた見直しを行い本格実施に移行する。

豊島区には、4月1日現在で、附属機関、委員会、プロジェクトチームなど、合わせて177の会議体が設置されている。それぞれに行政サービスや計画等の審議、検討など政策形成に関わる会議が行われているが、会議録の作成については統一的な基準がないため、担当部署の判断や慣例に委ねられているのが現状。会議録を作成している場合にも、区民等への情報提供はルール化されていなかった。

今回の指針では、会議録作成を義務づける会議の範囲、会議録への記載事項などを定めている。

会議録作成が義務づけられる会議は、(1)「区長の附属機関の会議」、(2)「区長が規則又は要綱により設置した会議体であって、区の政策形成に深く関わるもの」としている。この基準により実際に対象となる会議は、177ある会議体のうち、(1)が24、(2)が25で合わせて49になる。これらの会議については、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成することを義務づけている。また、対象とならない会議についても、従来の経緯等から必要性が認められるときは、この指針に準じて会議録の作成に努めることとしている。

記載事項としては、会議体の名称、開催日時・場所、出席者の氏名等をはじめ、会議の公開、非公開又は一部非公開の別とその理由、傍聴人の数、会議次第、審議経過、会議の結果、提出された資料等を掲げた。

区では、区政情報を総合的に提供するホームページ（昨年11月から試行的に開設中）の本格的開設を今年秋に予定しており、現在、インターネットを活用した情報提供のルールづくりを進めている。この中で、会議録の提供についても検討しており、秋の本格開設時には「豊島区ホームページ」による会議録の検索、閲覧ができるよう準備を進めている。

問い合わせ先：広報課長